

令和 8 年

亀山市教育委員会 3 月定例会会議録

亀山市教育委員会 3月定例会会議録

1. 日 時

令和8年3月25日（水）午後1時30分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 大会議室

3. 出席委員

教育長	中原 博
1番委員	若林 喜美代
2番委員	宮村 由久
3番委員	吉岡 洋子
4番委員	大平 雅章

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	大平 守
教育総務課長（以下総務課長という。）	麻生 俊哉
学校教育課長（以下学校課長という。）	武居 政敏
生涯学習課長（以下生涯課長という。）	落合 努
図書館長	高重 京子
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	加藤 剛
学校教育課主任主査兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	北川 恵美子
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	小野寺 順子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保給GLという。）	渡邊 尚也
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中野 貴晶
市民文化部文化課主任主査	亀山 隆
教育総務課教育総務グループ主任主事	岩谷 千夏

6. 会議録署名者指名

1 番委員（ 若 林 喜美代 委員 ）

2 番委員（ 宮 村 由 久 委員 ）

7. 会議録の承認

第 1 回臨時会、2 月定例会

8. 教育長報告

教育長 （令和 8 年 3 月定例会教育長報告に基づき報告）

9. 議案

教育長 議案第 9 号「亀山市教育委員会組織・機構再編に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第 9 号から議案第 22 号につきましては、いずれも令和 8 年 4 月 1 日の市組織・機構再編に伴う例規整理に関する案件でございますので、一括説明させていただいてよろしいでしょうか。

教育長 委員の皆様にご諮る。議案第 9 号から議案第 22 号について一括提案としてよいか。

【各委員了承】

教育長 では、議案第 9 号から議案第 22 号まで事務局より一括で説明を求める。

教育部長 議案第 9 号「亀山市教育委員会組織・機構再編に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」及び議案第 10 号「亀山市教育委員会組織・機構再編に伴う関係要綱の整理に関する要綱の制定について」であります。提案理由としましては、令和 8 年 4 月 1 日の市組織・機構再編に伴い、関係規則を改めるための規則を制定することについて委員会の議決を求めるものです。

議案第 11 号「亀山市スポーツ推進委員規則の制定について」、議案第 12 号「亀山市運動施設等条例施行規則の制定について」、議案第 13 号「亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例施行規則の制定について」、議案第 14 号「亀山市関 B & G 海洋セン

ター条例施行規則の制定について」、議案第15号「亀山市公共施設予約システムの利用に関する規則の制定について」、議案第16号「亀山市立学校体育施設の開放に関する規則の制定について」、議案第17号「亀山市スポーツ競技全国大会等出場者に対する激励金支給要綱の制定について」、議案第18号「亀山市全国大会出場旅費補助金交付要綱の制定について」及び議案第19号「亀山市総合型地域スポーツクラブ育成補助金交付要綱の制定について」であります。提案理由としましては、令和8年4月1日の市組織・機構再編に伴い、スポーツに関する事務が教育委員会所管となるため、関連の例規を制定することについて、委員会の議決を求めるものです。

議案第20号「亀山市立学校職員安全及び衛生管理に関する規程の一部改正について」であります。提案理由としましては、令和8年4月1日の市組織・機構再編に伴い、亀山市立学校職員安全及び衛生管理に関する規程を一部改正することについて、委員会の議決を求めるものです。

議案第21号「亀山市歴史博物館条例施行規則の廃止について」及び議案第22号「亀山市歴史博物館運営委員会要綱及び亀山市歴史博物館専門委員会要綱の廃止について」であります。提案理由としましては、令和8年4月1日の市組織・機構再編に伴い、歴史博物館に関する事務が教育委員会から移管されるため、関連の例規を廃止することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、総務課長より説明します。

(総務課長資料に基づき説明)

宮村委員

今回の機構改革において、文化財保護の業務については、引き続き補助執行という形であるが、歴史博物館が教育委員会の所管から外れ、市長部局の所管となる。どのような理由で博物館が補助執行から外れるのか。

教育部長

ご指摘のとおり歴史博物館は条例上完全に市長部局の所管となります。

宮村委員

文化財保護についても、歴史博物館についても教育委員会の所管であり、イコールではないにしろ、この2つは関わりあるものというイメージがある。本来は教育委員会の権限である業務について、今回の機構改革で切り離されたため、何かしら理由があるのではと

思い確認させていただいた。スポーツの事務についても同様で、本来は基本的には教育委員会の権限であるため、単に事務分掌の関係だけではなく、何かしら理由があればいいと考える。特に議案の内容という訳ではなく、個人的な疑問と意見である。

教育長 この件については、事務局にてもう少し経緯等を含めて確認させていただく。

宮村委員 いずれにしても文化財保護に関しては、教育委員会の重要な権限、役割もあり、歴史博物館もこの会議の中で、様々な情報を報告いただいた。今後も歴史博物館の情報であっても、文化財の保護という観点から関連するものについては、引き続き教育委員会にも必要な情報として知らせていただければ有難いと思う。

もう1点、激励金について、これも教育委員会がスポーツの事務所管となったためであるが、これまで市長発出であったものが、教育委員会にて発出することになる。激励金についても教育委員会からとなるが、そうした時に激励の記者会見が、従来は市長と教育長と一緒に写真に写って新聞記事になっていたが、今後は市長が抜けてしまうことになるのか。

教育部長 激励の支給に関する決定通知等の文書については教育長名になります。また、表敬については、基本的には従来どおり、みえた方の意向により、市長または教育長への訪問となります。都合が合えば、市長と教育長と一緒にさせていただくことにもなろうかと思えます。

教育長 来月早々に表敬訪問の予定があるが、市長への表敬訪問となっており、私も同席を予定している。

(異議はなく、議案第9号から22号は可決される。)

教育長 議案第23号「亀山市カリキュラム・マネジメント検討会議設置要綱の廃止について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第23号「亀山市カリキュラム・マネジメント検討会議設置要綱の廃止について」であります。提案理由としましては、指導計画や教材等のあり方に関して、当該検討会を通じて、その方向性等が確立したため、亀山市カリキュラム・マネジメント検討会議設置要綱を廃止することについて委員会の議決を求めるものです。詳細については学校課長より説明をします。

(学校課長資料に基づき説明)

(異議はなく、議案第23号は可決される。)

教育長 議案第24号「令和8年度亀山市教育関係職員の研修方針について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第24号「令和8年度亀山市教育関係職員の研修方針について」であります。提案理由としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第8号及び亀山市教育委員会事務委任規則第2条4号の規定に基づき、令和8年度亀山市教育関係職員の研修方針を定めることについて、委員会の議決を求めるものです。詳細については学校課長より説明をします。

(学校課長資料に基づき説明)

若林委員 資料170ページ1(5)の下線部について、この研修履歴は何年から残されているのか。また、どのように受講奨励を行っていくのか。

学校課長 この研修履歴を活用した対応に基づく受講奨励については、令和4年度から導入されています。受講奨励は、各教職員が校長面談等により、自己の課題を見つめるとともに、その部分に対して校長との対話で、こういう部分を検証した方がいいといったような助言もいただきながら、1年間の研修計画を立てるものです。三重県の職員全員がこの研修履歴を残していくというシステムとなっています。

若林委員 状況について理解した。ただ、中にはこうした方がいいという指導があっても、上手になかなか学校側・校長側の意図する方向に進まない場合もあろうかと思うが、その実態について教えていただきたい。

学校課長 この研修履歴は、個人内研修だけではなく、校内研修につきましても、全て該当いたします。教育委員会が実施する研修について、例えば若手の2～3年次や生徒指導担当等の担当者研修といったそのポジションで身に付けて欲しい力に関連する研修に出席いただいた上でその情報を保管しており、個人の研修と校内の研修等の両面でバランスを取っています。

(異議はなく、議案第24号は可決される。)

教育長 議案第25号「亀山市立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第25号「亀山市立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」であります。提案理由としましては、給特法の改正、また本市の現状・課題を踏まえ学校における働き方改革を一層推進し、持続可能な職場環境を創出するため、亀山市立小中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細については学校課長より説明します。

(学校課長資料に基づき説明)

大平委員 資料10ページ、業務管理に関する取組について、小学校と中学校の目標値がある中で、中学校は部活動の地域展開によりある程度の数字が達成できるのではと考えるが、小学校の先生方の時間外労働については何が一番大きな課題となっているのか。

学校課長 やはり1年間を通じて生徒指導的な問題行動等が起きた場合に時間外の増があることが大きな1つの特徴となっています。また、学期初めや学期終わりに小学校については特に業務が引き継ぎ等も含め重なってしまいます。その取組として、来年度は始業式を4月8日としたり、学期終わりに少し4限授業を増やしたりして、業務がしっかりできる時間を確保するというような取組に繋げていきたいと考えています。

大平委員 生徒指導の部分で様々な問題が発生することは、その場その場で直面しないと分からないと思うが、この達成時間を優先するものなのか、子どもたちと接する時間を優先すべきものなのか、どのように考えるものなのか。

学校課長 表紙のサブタイトルにも挙げさせてもらっていますが、やはり何でも削減ではなく、子どもたちと向き合う時間の捻出のために、教職に対する情熱を育むためにという部分に主眼を置いています。よって、あくまで時間外削減ありきではありませんし、規則によると月45時間の時間外勤務というラインはありますが、これは特に生徒指導上のものがあれば、月あたりの時間が少し伸びても致し方ないわけではではありませんが、緊急対応という整理で認識しています。

- 大平委員 ぜひ、そのような必要な時間を削減しなくてもいいような体制が整えられるよう、また方向性も考えていただきながらの指導をお願いしたい。
- 宮村委員 この計画は給特法に基づく計画ということで、しかも公表されるということである。例えば11ページに目標が記載されているが、計画期間内に実行できなかった場合はどうなるのか。法律上の関係でペナルティ等が発生するのか。
- 学校課長 あくまで目標設定ですので、この数値を目指すことには変わりはありませんが、この数値にペナルティ等があるわけではございません。
- 宮村委員 資料11ページの目標値の中で、「1箇月時間外在校等時間が360時間以下の割合」とあるが、これはどういうことか。
- 学校課長 「1年間」に訂正させていただきたいと思います。
- 委員全員 了承。
- 宮村委員 資料13ページ②市教育委員会の取組として、「小学校1・2年生の朝の帯学習の推奨」とあり、全小学校ではないが令和7年度に取り組んだとある。いいことだと考えるが、これを全校に拡大は出来ないのか。何か障害があるのか。現状について教えていただきたい。
- 学校課長 教育委員会としては帯学習を推奨しています。帯学習は、小学校において45分の授業時間を15分間ずつ分割して、朝の時間に1コマを創出するものです。帯学習を行う場合、例えば今まで木曜日が6限であったものを5限授業にできるという大きなメリットがあります。ただし、一方で今まで固定されていた下校時刻が若干ずれるという課題がありますので、その部分について、各学校や子どもの実態を鑑みて、現状から変えたくないという学校が令和7年度はあり、このような結果となっているものです。ただ、帯学習を導入した学校でそれが大きな課題になるという報告はありませんし、保護者から「なぜ子どもが早く帰ってくるのか」というような問い合わせもないと聞いています。教育委員会としてはこの事業が進むような取組を進めていきたいとは考えています。
- 若林委員 なかなか学校の教員になりたいという人が少なくなり、担任にも空きがあるという全国的な状況がある中で、いろいろな工夫をいただき、このような計画を作っていただいていると感じる。ただ、そ

の中で気になるのは、資料13ページの研修体制の見直しである。指定校制度を廃止したということで、致し方ないという気もするが、やはり教職員は研究と修養に努めるのが仕事であり、学び続けないといけないにもかかわらず、教職員の研修として目指していくものがなくなってしまったと感じる。これの一番のしわ寄せが行くのが小規模の学校ではないかと思う。大きい学校は様々な人材がいて、中核となる人がいて、校内でその人の授業を見に行けば、すごく身につくこともあり、新しく知ることもあり、本当に経験値として広がると思う。それに反して小規模校は、授業があるからその学校から出にくいし、人材としても限られた少人数の中でやりくりしないといけないので、できない部分があり、学ぶ時間の確保という面では難しいのではないかと思う。指定校制度がいいとは言わないが、やはり他校の様々な教員を見に行き行って学ぶことは、すごく大きいと思うので、やむを得ない事情があってこのような形になったと思うが、やはり大きな学校のいい指導をしている教員を見に行くチャンスをどこかで与えてあげないといけないのではないかと思う。学校の中だけで研修で終わり、それが1年後2年後3年と続いていくのは非常に問題だと考える。毎年見直しをされると思うので、今後工夫等をお願いしたい。

学校課長

委員おっしゃるとおりだと思いますし、やはり教育職員は研修あってという部分は同感です。この研究発表の指定校の廃止だけに限らず、今現在も見直しを進めているところではあります。その1つとして、市内の方が子どもたちを早く帰る日に、今まであった市教研とは別に研修優先日を2日間設けて他の学校と交流できる日を設定しています。また、2つ目として、公募型研究事業として、このような課題について1年間研究をしていくということで、いわゆる公募型手挙げ方式の研究に値するものを10本程度を用意させていただき、各学校にその中から選んでいただきながら、自分たちの学校がより必要な研究を行うというものです。そこについての講師謝金や人員確保等も今検討中となっています。併せて、小規模校の学校については、小規模校だけのオンライン交流を行ったり、小規模校の研修担当者が集まって会議をしたりすることを検討しながら、今いただいた懸念事項を少しでも解消するため、また教師の力

量アップのために、今後も体制含めて見直しをさせていただきたいと考えています。

教育長 研修から遠ざかる教職員がいないように、指定校制度を廃止し、改善しているということもある。やはり研修をしないと、先生の授業力向上はないと考えている。

吉岡委員 資料13ページの教育課程の見直しについて、標準を大きく上回る時間として年間1086単位時間以上との記載があるが、その状況について教えていただきたい。

学校課長 現状、標準時数について下回ることはまずないです。その標準時数は、年間35週という基準で授業時間が設定されていますので、実際のカレンダー上でいくと、37～38週ありますので、通常5、6限授業を行うと、この年間1086時間を上回ることとなり、そのような過去の現状があります。ただし、様々な流れの中で、この1086時間は国から示されている数値ではありますので、現状の小学校においてこの1086時間を上回る学校はないという認識です。あわせてこの1086時間を上回る学校については、国や県からの人的加配が受けられない数字ともなり、現在は是正されているという認識です。

(異議はなく、議案第25号は可決される。)

教育長 議案第26号「亀山市図書館サービス実施計画の改定について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第26号「亀山市図書館サービス実施計画の改定について」であります。提案理由としましては、令和8年度から始まる「第3次亀山市総合計画」等の整合を図るため、計画の期間を1年延長するとともに、計画内容を現状に即したものに見直すため、亀山市図書館サービス実施計画を改定することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細については、図書館長より説明します。

(図書館長資料に基づき説明)

宮村委員 1年間計画を延長する中で、資料177ページに成果指標が挙げられている。レファレンスサービスは指標値が上がっている一方で、それ以外の数値は据え置きとなっているが、これはどのように読み取るのか。上限とする目標値に既に近づいているという理解なのか。

図書館長 見直しは来年度行いたいと考えています。例えば、中段にあるニュースレターの発行回数については年12回を指標としていますが、これに至ってない部分もあります。このように実際に目標の数値を達成できてない部分もありますので、一旦は据え置きし、来年度に、この数値について本当に妥当であるのかを検証しながら目標設定していきたいと思っています。

宮村委員 令和7年度の数値は実績ではなく目標値であり、令和7年度の目標値を達成できてない部分もあるから、令和8年度もその数値を目標値にしたという理解でいいか。

図書館長 そのとおりです。
(異議はなく、議案第26号は可決される。)

教育長 議案第27号「亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第27号「亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」であります。提案理由としましては、亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が令和8年3月31日に満了となるため、学校保健安全法第23条の規定に基づき、別紙名簿の者を令和8年4月1日付けで亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に委嘱することについて委員会の議決を求めるものです。詳細については総務課長より説明します。
(総務課長資料に基づき説明)
(異議はなく、議案第27号は可決される。)

教育長 議案第28号「亀山市文化財保護審議会委員の委嘱について」事務局より説明を求める。

教育部長 議案第28号「亀山市文化財保護審議会委員の委嘱について」であります。提案理由としましては、亀山市文化財保護審議会委員の任期が令和8年3月31日付けで満了となるため、亀山市文化財保護条例第39条第2項の規定に基づき、別紙名簿の者を令和8年4月1日付で亀山市文化財保護審議会委員に委嘱することについて委員会の議決を求めるものです。詳細については文化課担当より説明します。
(文化課担当者資料に基づき説明)

(異議はなく、議案第28号は可決される。)

教育長 議案第29号「亀山市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部改正について」事務局より説明を求める。

教育部長 議案第29号「亀山市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部改正について」であります。提案理由としましては、本要綱の効力が令和8年3月31日であることから、当該補助金事業を継続するため、亀山市社会教育関係団体補助金交付要綱を一部改正することについて委員会の議決を求めるものです。

(生涯課長資料に基づき説明)

(異議はなく、議案第29号は可決される。)

10. 報告事項

教育長 報告事項1「生徒指導について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「令和8年度幼稚園入園式及び小中学校入学式にかかるお祝いの言葉について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「「家庭・地域の教育力向上」についての提言について」事務局から説明を求める。

(生涯課長詳細説明)

宮村委員 教育委員会に対する提言をいただいた中で、令和8年度以降にその具体化に向けて検討していくということであったが、具体化にあたって、例えば実施計画を作る等、今どのような考え方であるのか。

生涯課長 令和8年度に生涯学習計画の改定がありますので、まずは実施計画等に反映させていただきたいと考えています。また、社会教育委員会として、例えばお茶の間10選等の今まで実施してきた

施策の定着に向けて取組を進めたいと考えています。現状、実施計画の内容については描けていません。

教育長 現場との理解があって進めていけるものであるため、よく相談しながら、やれることをやる、または、やっていることをさらに内容の濃いものにするということになるかと思う。家庭や地域の教育力向上というのは、市としても大事なキーワードの1つであり、様々な場面の中で意識しながら取り組んでいかなければならないとは感じている。

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「亀山市ネコギギ保護指導委員会委員の委嘱について」事務局から説明を求める。

(文化課担当者詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項5「亀山市鈴鹿関跡学術調査専門委員会委員の委嘱について」事務局から説明を求める。

(文化課担当者詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項6「教育委員会行事及び予定について」説明を求める。

(総務課長、学校課長、生涯学習課長、図書館長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

報告事項7「後援事業について」資料確認

1 1. 教育長報告

総務課長 令和8年度定例会の日程について
学校課長 研修員の研修報告について

12. 閉会

午後3時15分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

1番委員

2番委員